

## 平成 22 年度地方公共団体のグリーン購入法実態調査 概要

## 地方公共団体のグリーン購入取組実態調査

グリーン購入（環境に配慮した物品等を優先的に購入すること）を広く普及する上で、地域の大口消費者である地方公共団体が果たす役割は非常に大きく、一層の取組の推進が求められている。

本調査は、地方公共団体におけるグリーン購入の取組状況を調査し、今後のグリーン購入の推進方策検討の基礎資料とすることを目的として、平成 13 年から継続して実施している。

## &lt;調査概要&gt;

## (1) 調査対象と調査方法

○調査対象：全国 1,797 地方公共団体

(47 都道府県、19 政令市、789 区市、942 町村、平成 22 年 9 月 1 日時点)

○調査時期：平成 22 年 9 月～12 月

○調査方法：全ての地方公共団体に対し宅配便にて調査票を配布し、メール又は郵送で回収、もしくは専用ウェブサイトから調査票を配信し、メールで回収（一部、FAX での回答も含む）

※グリーン購入の組織的な取組状況に関する設問のみ、調査票が未回収の区市、町村に対して、電話等による聞き取りも実施し、集計結果に反映

## (2) 設問

アンケートにおける主な設問は、以下の通りとなっている。過去の調査と比較するための継続実施項目の他、グリーン購入の進展に合せた選択肢や新たな調査項目の追加等を考慮した。

## ① グリーン購入の実態

- ・ 進捗状況（理解度、参考情報、取組規模、分野別実施状況、効果等）
- ・ 調達方針の策定状況、方針や実績の公開状況、独自分野の取組等
- ・ 平成 21 年度の調達実績

## ② 特定調達物品等の評価（価格、品質、コストアップ許容度）

## ③ 普及啓発への阻害要因・対策・打ち手

## ④ その他意見・要望

## (3) 回答の概要

本調査では全体の回収率が 79.6%となり、前年の調査と比較すると 1.7%増える結果となった。

【表 1 団体の分類別の回収数】

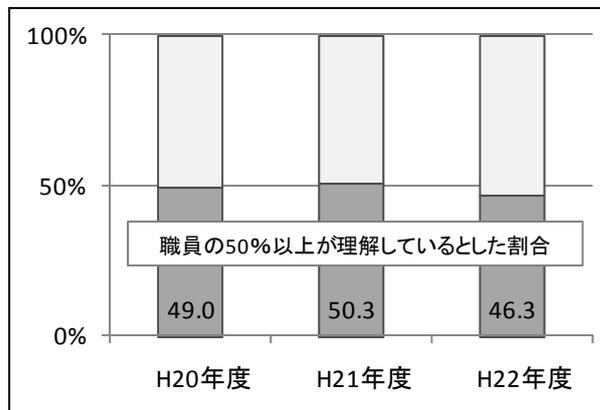
団体の分類	平成 22 年度			平成 21 年度	前年対比
	調査票 発送数	回収数	回収率	回収率	
都道府県・政令市	66	66	100.0%	100.0%	—
区市	789	680	86.2%	83.4%	2.8% 増
町村	942	685	72.7%	72.0%	0.7% 増
合計	1797	1431	79.6%	77.9%	1.7% 増

※政令市については、平成 22 年度時点の 19 都市で集計。

<主な調査結果>

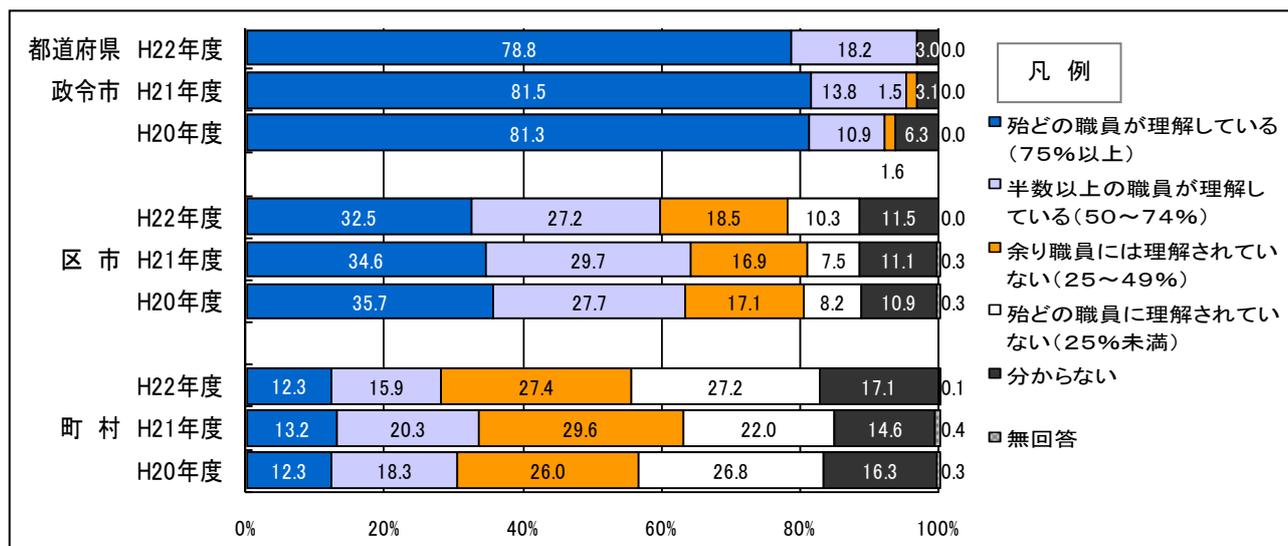
○グリーン購入の取組意義の理解度

地方公共団体のグリーン購入の取組は、地域への普及等の観点から非常に意義がある。それ故第2次循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月25日閣議決定）において、平成27年度までにすべての地方公共団体が、組織的にグリーン購入に取り組むことが目標に設定され、各地方公共団体はグリーン購入の積極的な取組が求められている。組織的なグリーン購入を推進する上では、組織を構成する職員への理解の浸透は不可欠である。しかし、グリーン購入の取組意義の理解度については、「職員の50%以上が理解している」と回答した割合が46.3%となり、平成21年度より減少した。



【図1 グリーン購入の取組意義の理解度推移】

組織の規模別でみると、都道府県・政令都市においては、「殆どの職員が理解している（75%以上）」、「半数以上の職員が理解している（50～74%）」と回答した割合が97.0%と前年よりも増加しているが、区市は59.7%（前年度64.3%）、町村は28.2%（前年度33.5%）と減少傾向にある。



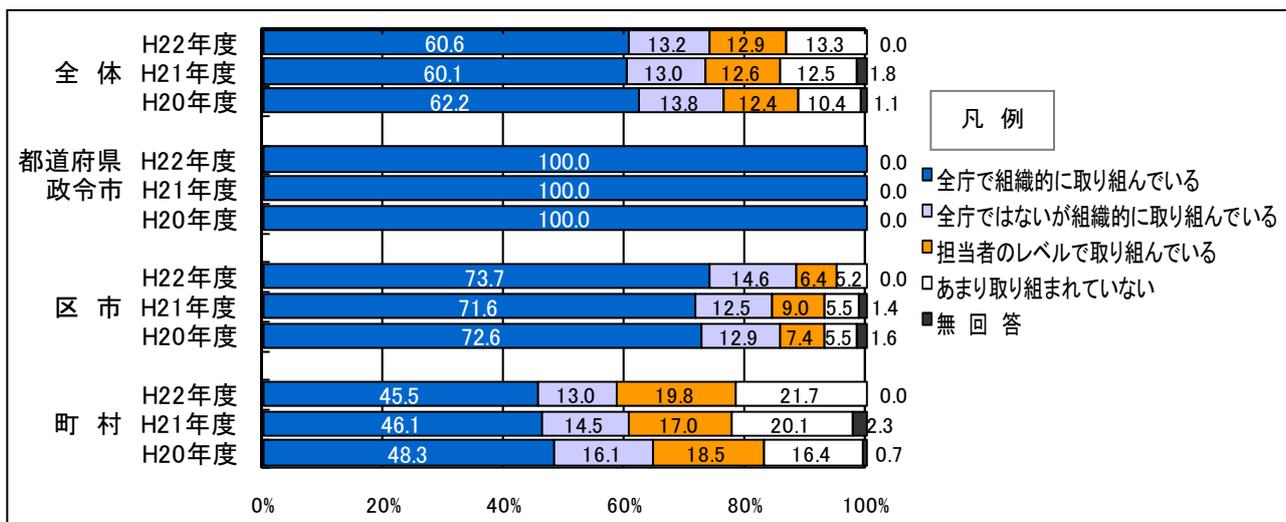
【図2 グリーン購入の取組意義の理解度推移(規模別)】

### ○グリーン購入の組織的な取組

各品目において、どれか一つでもグリーン購入に組織的に取り組んでいると回答した地方公共団体の割合（「全庁で組織的に取り組んでいる割合」と「全庁ではないが組織的に取り組んでいる割合」の合計）は全体の73.8%となり、前年と比べ0.7ポイント増加した。

グリーン購入に取り組む市町村は、人口の多い都府県（埼玉、神奈川、愛知、大阪、兵庫）に加え、福井、三重、滋賀、京都、鳥取などに多い（本アンケートに回答頂いている滋賀県と鳥取県の地方公共団体の組織的取組率が100%を達成した）。今後は、これらの地域における取組状況や普及活動を調査し全国に水平展開することができないか、検討する必要がある。

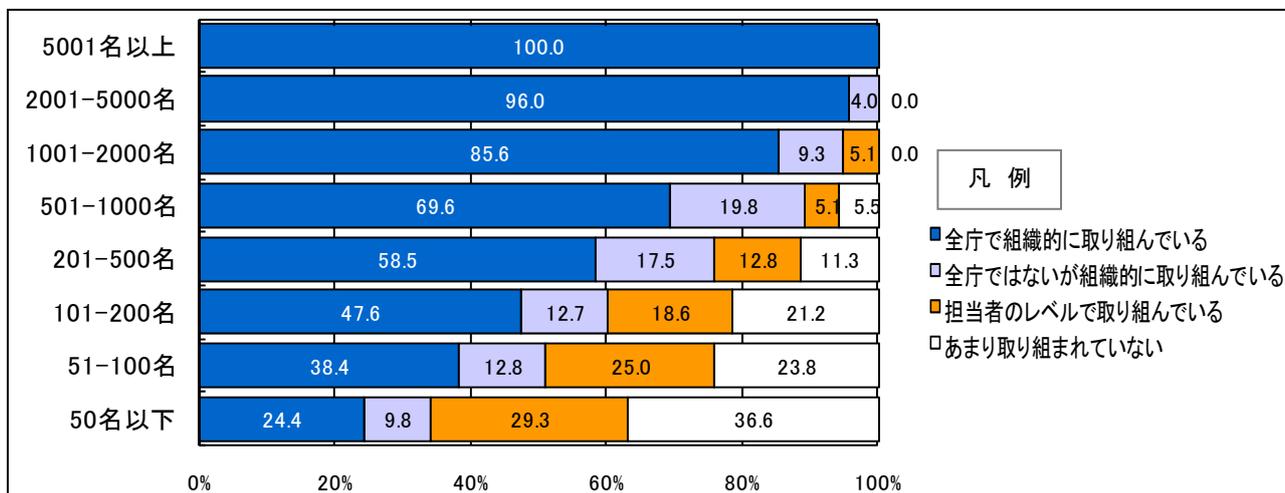
※ この設問のみ、調査票が未回収の区市・町村に対して、電話等による聞き取りも実施し、集計結果に反映させた（H22年の回答率90.9%）



【図3 グリーン購入の組織的な取組の推移】

職員数とグリーン購入の組織的取組の関係についても調査を実施した。図4のとおり、職員数の多い団体ほど組織的に取り組んでいる割合が高く、50名以下の地方公共団体では34.2%となっている。これはグリーン購入に取り組めない要因のひとつが、人手不足であることをよく現している。

一方で、小規模地方公共団体であっても環境に配慮されたコピー用紙や再生プラスチックを使用した文具類を調達するなど、グリーン購入に組織的に取り組んでいる団体は存在する。今後は、こういった取組を拡大していくことが有効だと考えられる。



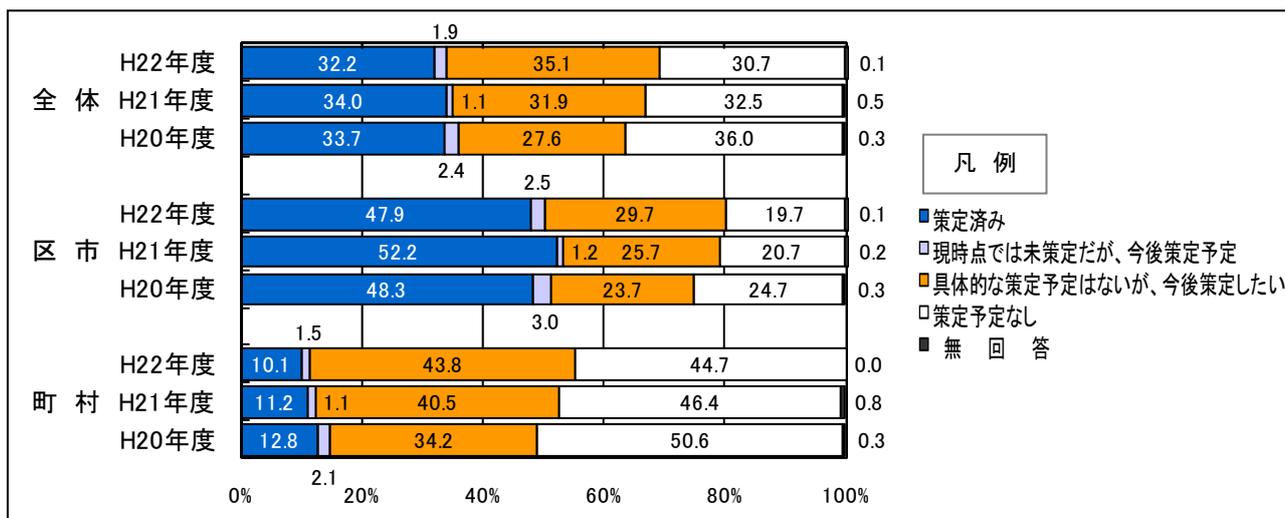
【図4 グリーン購入の組織的取組の状況－職員数別】

### ○調達方針の策定

グリーン購入に関する調達方針を策定している割合は、全体の32.2%と前年より1.8ポイント減少した。一方、「現時点では未定だが、今後策定予定」、「具体的な策定予定はないが、今後策定したい」と回答した割合は、37.0%と前年より4ポイント増加し、区市、町村についても増加傾向にあった。また、平成18年度から全ての都道府県・政令市において、調達方針は策定済みとなっている。

都道府県別の策定状況を見ると、「策定済み」と回答した割合が50%以上だったのは、岩手県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、愛知県、大阪府、鳥取県、山口県、香川県の11団体だった。

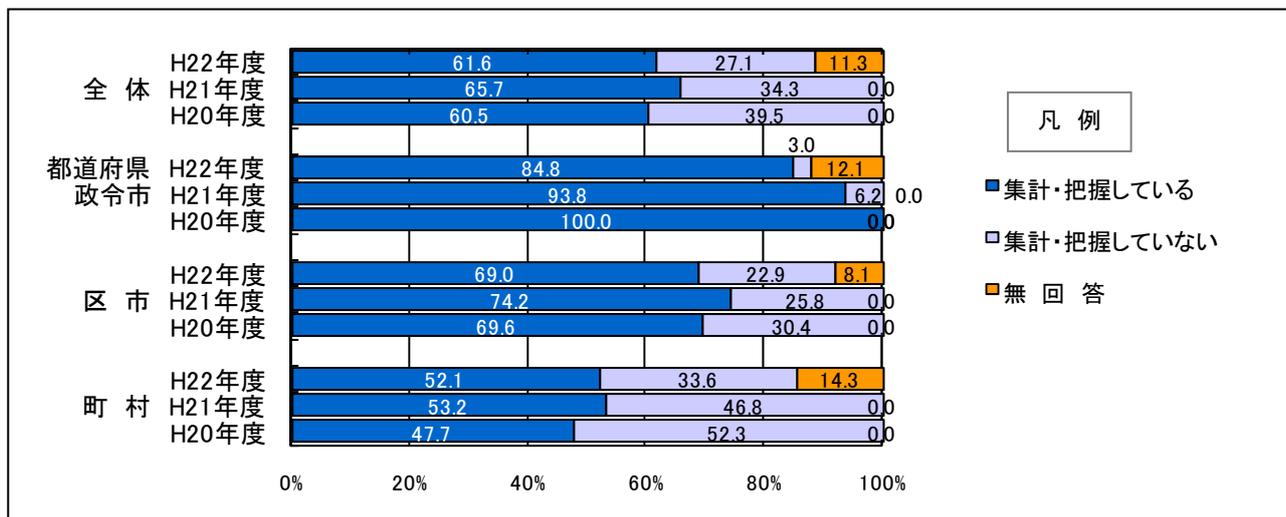
また「策定予定なし」と回答した440件の自治体に対し、その理由を調査したところ、「策定方法がわからない」との回答が53.4%と半数以上あり、グリーン購入セミナーや研修会を開催することで、今後もさらに教育支援を充実させていく必要がある。



【図5 調達方針の策定の有無】

## ○調達実績の把握

グリーン購入の組織的取組において調達実績を把握することは、地方公共団体の方針や目標、計画に照らして取組が十分であったかどうか実態を明らかにすると同時に、課題を整理し、次への対応策を検討するために重要である。紙類や文具類など、各分野においてどれか一つでもその調達実績を把握している地方公共団体は全体の61.6%となり、昨年と比較すると4.1ポイント減少した。



【図6 調達実績の把握】

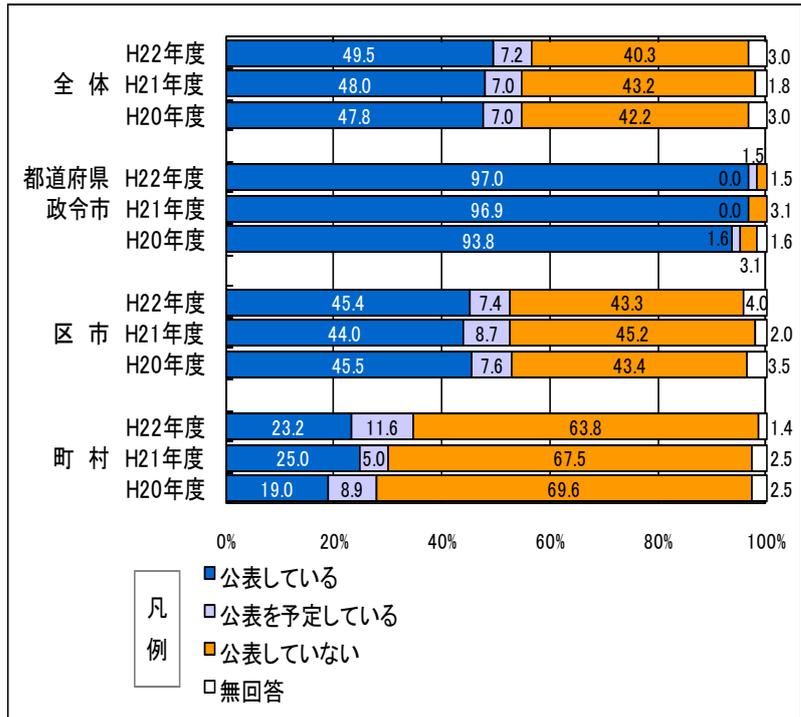
○調達方針及び調達実績の公表状況

グリーン購入の組織的取組において、調達方針及び実績を公表することは、地方公共団体が自ら設定した方針に沿って取り組むことを対外的に宣言し、その取組を評価するために必要である。

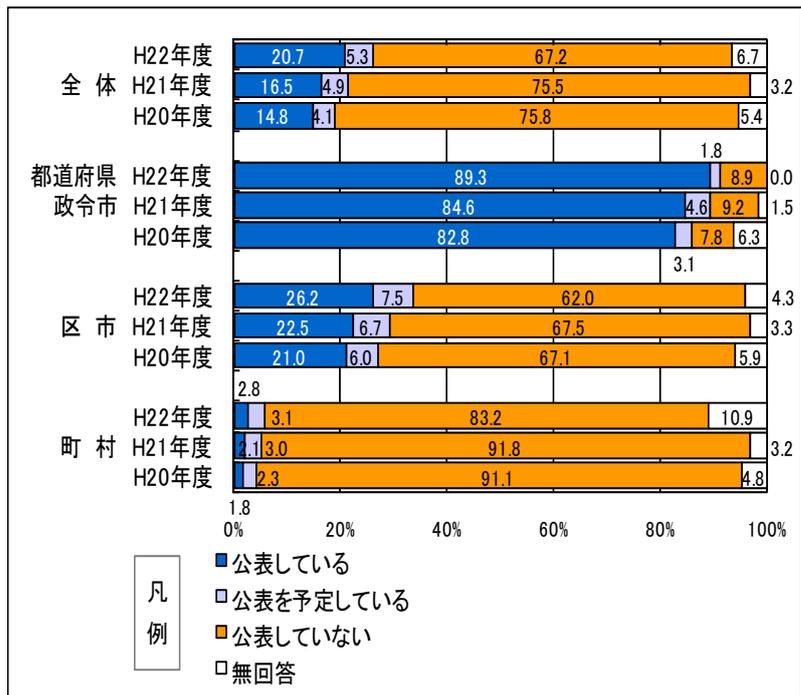
地方公共団体が率先して調達方針や調達実績を公表することは、他の地方公共団体や組織に取組を波及させる効果があり、地域の企業に環境配慮型製品の製造・販売を促す効果もあると考えられる。

既に調達方針を策定している団体のうち、調達方針を「公表している」と回答した割合は49.5%であった。町村では「公表している」と回答したのは23.2%であった。

平成21年度の調達実績を把握している882団体のうち「公表している」と回答した割合は全体の20.7%であった。都道府県・政令市の公表状況は89.3%と高い。経年変化を見ると、都道府県・政令市、区市、町村の全てで公表している割合が増加した。



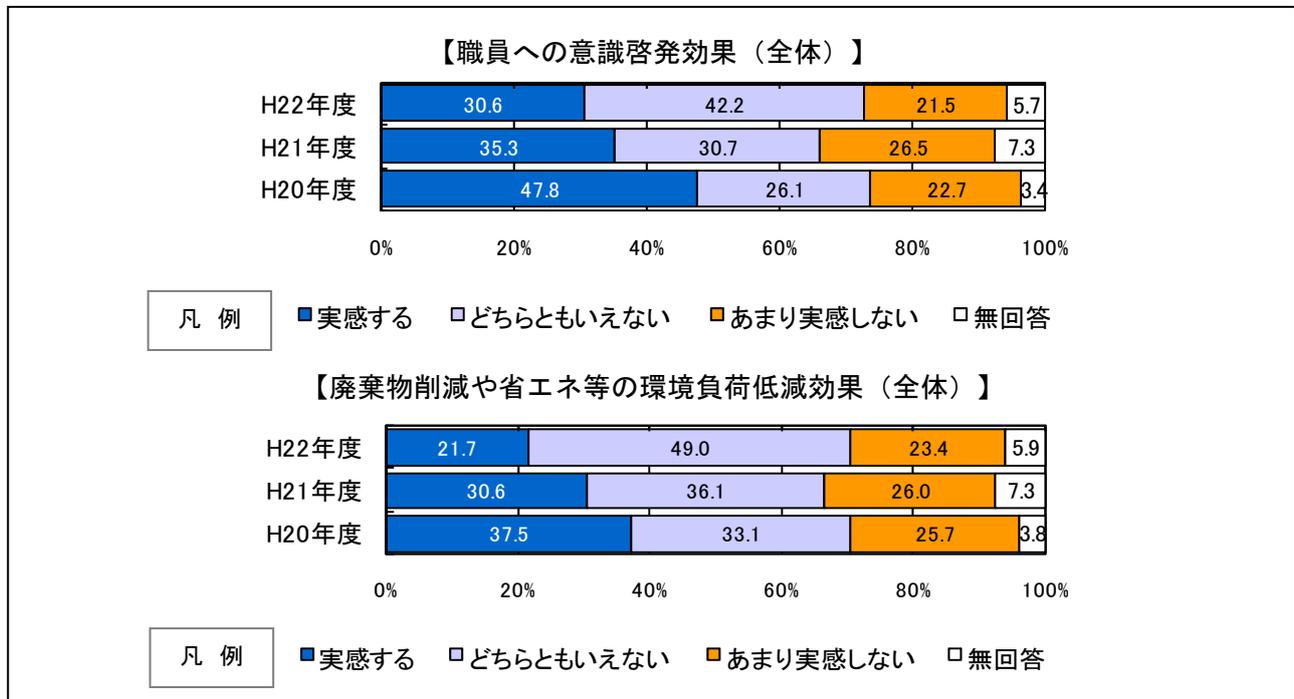
【図 7 調達方針の公表状況】



【図 8 調達実績の公表状況】

## ○グリーン購入に取り組むことによって得られる効果

「グリーン購入に取り組むことにより実感することができた効果」について調査を実施した結果、「職員の意識啓発効果」（30.6%）が最も高い項目となり、次いで「廃棄物削減や省エネ等の環境負荷低減効果」が21.7%となった。

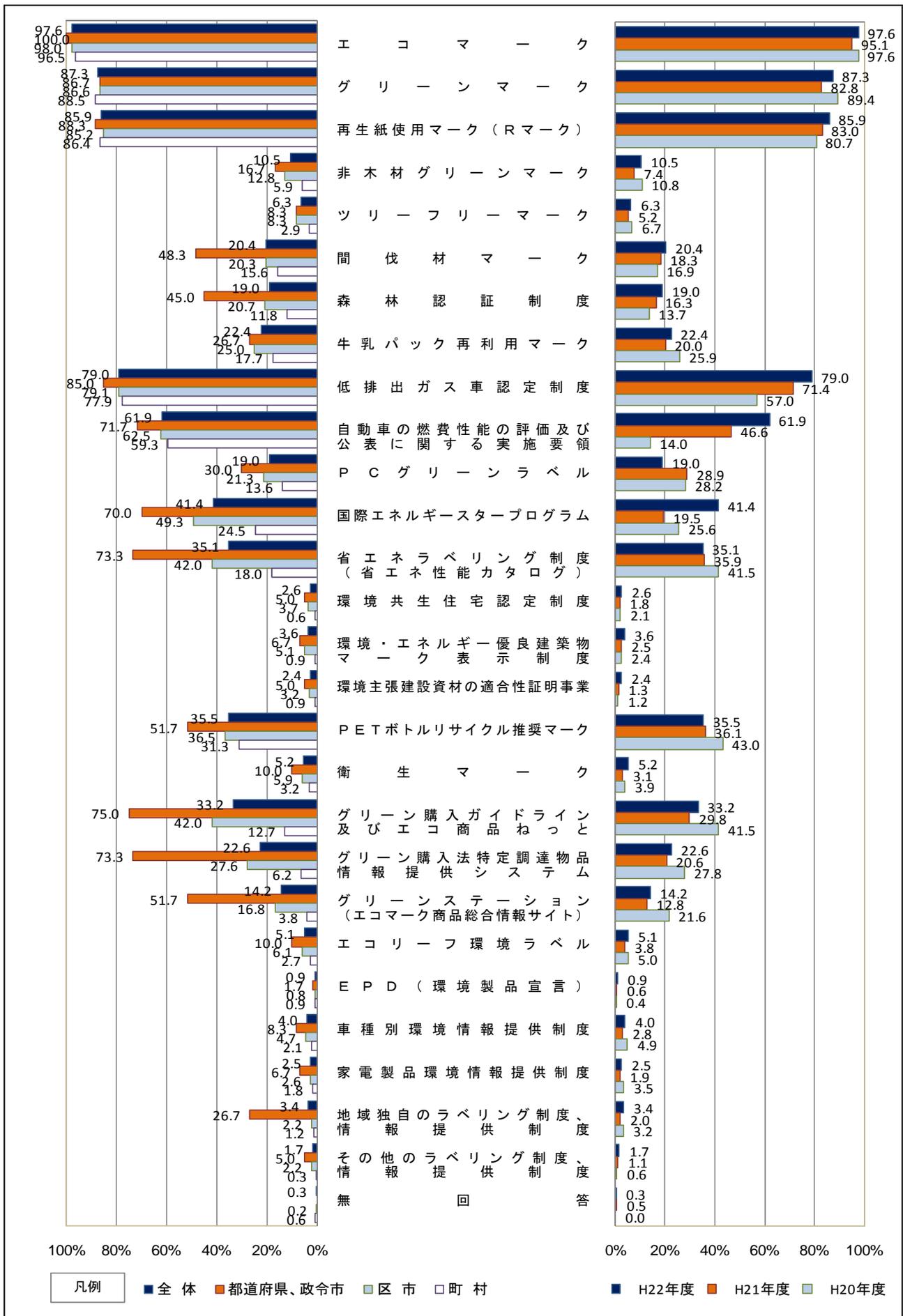


【図9 グリーン購入に取り組むことによって得られる効果（一部抜粋）】

### ○グリーン購入に際して参考にしている環境ラベリング制度

80%を超える地方公共団体から参考にされている環境ラベリング制度は、「エコマーク」、「グリーンマーク」、「再生紙使用マーク（Rマーク）」の3つであり、順位は例年と変化はない。

エコマークやグリーンマークはどの団体の分類においても多く参考にされているが、「国際エネルギースタープログラム」、「省エネラベリング制度（省エネ性能カタログ）」やウェブサイトによる情報提供であるグリーン購入ネットワークの「グリーン購入ガイドライン」及び「エコ商品ねっと」、環境省の「グリーン購入法特定調達物品情報提供システム」及び（財）日本環境協会の「グリーンステーション（エコマーク商品総合情報サイト）」は団体の分類別により利用の差がある。特に「グリーン購入法特定調達物品情報提供システム」は、都道府県・政令市が73.3%、町村が6.2%と利用状況に差があった。

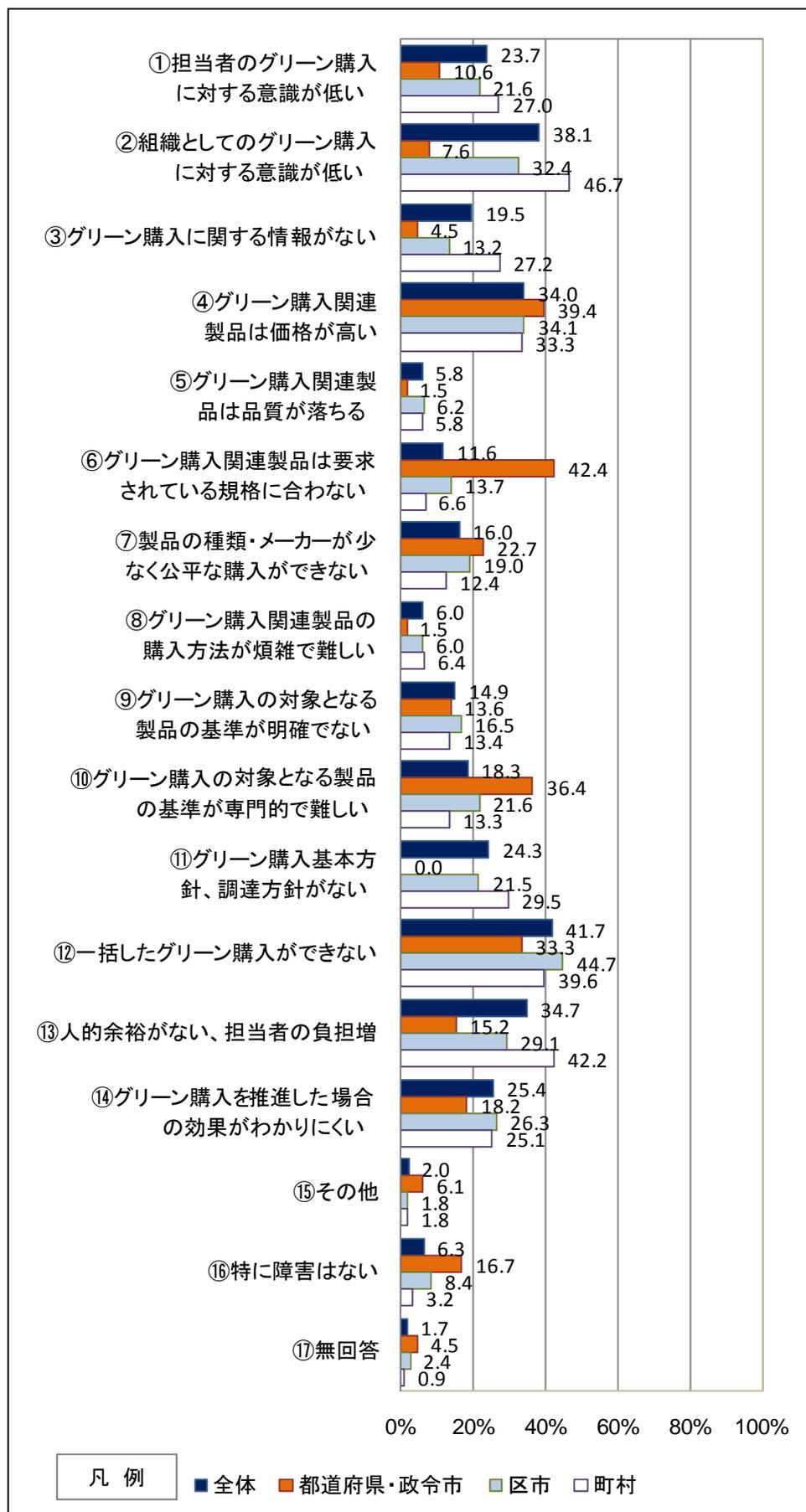


【図 10 グリーン購入に際して参考にしてしている環境ラベリング制度等】

## ○グリーン購入に取り組むことができない原因

物品・役務においてグリーン購入に取り組むことができない原因については、「⑫一括したグリーン購入ができない」が41.7%、次いで「②組織としてのグリーン購入に対する意識が低い」が38.1%となり、どの原因も前年より僅かだが増加していた。続いて、「⑬人的余裕がない、担当者の負担増」が34.7%、「④グリーン購入関連製品は価格が高い」が34.0%であった。

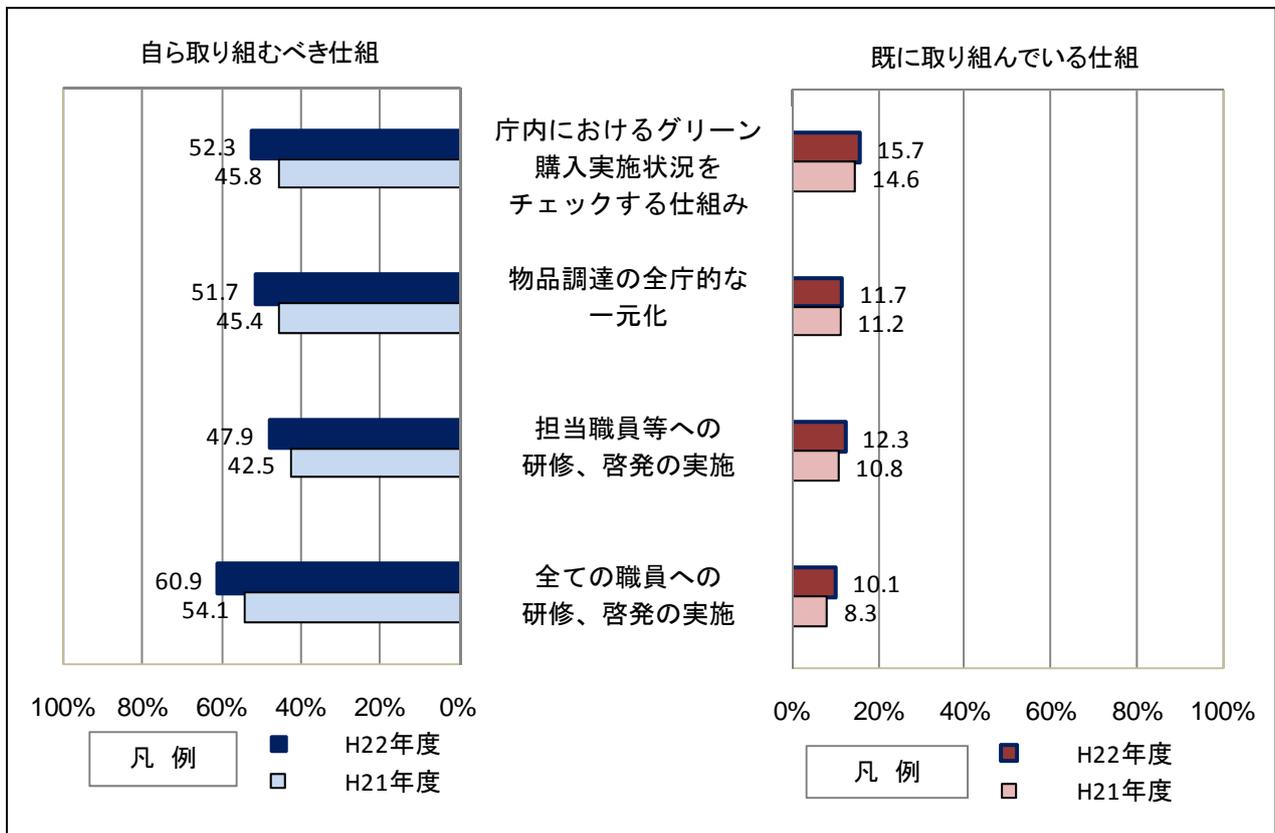
都道府県・政令市では「⑥グリーン購入法は要求されている規格に合わない」（42.4%）と「④グリーン購入関連製品は価格が高い」（39.4%）が高い割合となった。区市では「⑫一括したグリーン購入ができない」が最も多く44.7%であった。町村では、「②組織としてのグリーン購入に対する意識が低い」が最も高く46.7%であった。組織の規模によって、グリーン購入推進の阻害要因が異なっていることがわかる。



【図 11 グリーン購入に取り組むことのできない原因(物品・役務)】

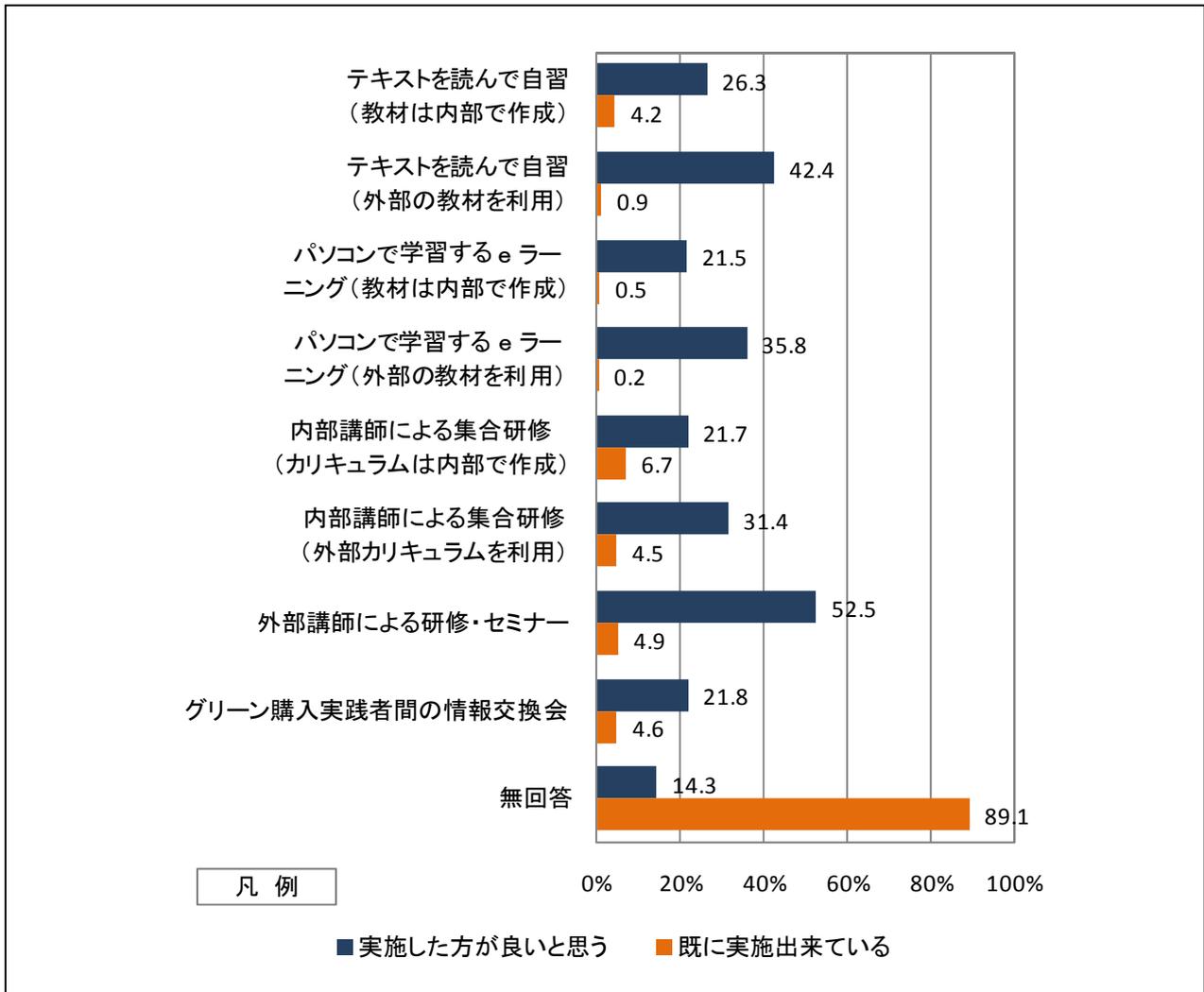
### ○グリーン購入進展のための仕組みと意識を高めるための研修・啓発ツール

グリーン購入進展のために「自らが取り組むべき仕組」として、「全ての職員へ研修・啓発を実施する」ことが必要だと回答したのが全体の60.9%だった。一方で、「全ての職員向けの研修・啓発」について「既に取り組んでいる」と回答した割合は、10.1%と低くなっており、自らが取り組むべきとしながらも、多くの自治体が実際には実施できていないことがわかる。



【図 12 グリーン購入の進展のために必要な仕組－物品・役務(一部抜粋)】

また全職員向けの研修・啓発として有効な方法について調査をしたところ、「外部講師による研修」を実施した方が良いと思う割合が52.5%と最も高くなった。次いで「テキストを読んで自習（外部の教材を利用）」と「パソコンで学習するeラーニング（外部の教材を利用）」が高く、外部の研修材料を利用したいと考えている地方公共団体が多いことが分かった。しかし実際には、まだ実施出来ていないとの回答が圧倒的に多く、人材育成のための研修制度を整備する必要性が感じられた。



【図 13 全職員向けのグリーン購入に関する研修・啓発方法－物品・役務】

[ 参 考 ]

グリーン購入に取り組む際に地方公共団体が参考とされている環境ラベルや環境配慮型製品データベースの例です。

(1) 環境ラベルの例

・エコマーク

<p>ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する制度です。幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されています。ISO の規格 (ISO14024) に則った我が国唯一のタイプ I 環境ラベル制度です。</p> <p>(財) 日本環境協会において、幅広い利害関係者が参加する委員会の下で運営されています。</p> <p><a href="http://www.ecomark.jp/">http://www.ecomark.jp/</a></p>	
---	---

・グリーンマーク

<p>原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すグリーンマークを古紙利用製品に表示することにより、古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的としています。(財) 古紙再生促進センターが運営しています。</p> <p><a href="http://www.prpc.or.jp/">http://www.prpc.or.jp/</a></p>	
---	---

・国際エネルギースタープログラム

<p>パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマークです。日本、米国のほか、EU等7か国・地域が協力して実施している国際的な制度です。</p> <p><a href="http://www.energystar.jp/prog/index.html">http://www.energystar.jp/prog/index.html</a></p>	
---	---

・省エネラベリング制度 (省エネ性能カタログ)

<p>省エネ法により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度です。省エネ基準を達成している製品には緑色のマークを、達成していない製品には橙色のマークを表示することができます。</p> <p><a href="http://www.eccj.or.jp/labeling/index.html">http://www.eccj.or.jp/labeling/index.html</a></p>	
---	---

・低排出ガス車認定制度及び燃費性能の評価・公表制度

<p>○低排出ガス車認定制度          自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、自動車製作者の申請に基づき国土交通省が運営している制度です。  <a href="http://www.mlit.go.jp/jidosha/lowgas/youryou/lowgas.htm">http://www.mlit.go.jp/jidosha/lowgas/youryou/lowgas.htm</a></p> <p>○燃費性能の評価・公表制度          自動車の燃費性能を示すマークで、省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）に基づく燃費基準を達成しているもの及び同基準を5%以上、10%以上、15%以上、20%以上および25%以上上回る燃費性能を有するものにステッカーを表示します。  <a href="http://www.mlit.go.jp/jidosha/sesaku/environment/ondan/ondan.htm">http://www.mlit.go.jp/jidosha/sesaku/environment/ondan/ondan.htm</a></p>	 
--	---

(2) 環境配慮型製品データベースの例

・グリーン購入特定調達物品提供システム

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/gpl-db/index.html>

・グリーンステーション

<http://www.greenstation.net/>

・グリーン購入ガイドライン及びエコ商品ネット

<http://www.gpn.jp/econet/>